平成２２年（ヒ）第５４号
名古屋市東区豊前町２丁目９番地
清算株式会社　株式会社エムシースタジオ
代表清算人　鵜飼　眞弓
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定の対象となる協定債権は、平成23年３月13日（特別清算開始命令日の前日）までの原因に基づいて発生した債権とする。
2　清算株式会社が株式会社アール・カンパニーに対して有する金332万円の貸金債権を本協定の認可の決定が確定した日に、アビリオ債権回収株式会社に金77万9000円で譲渡する。
3　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、アビリオ債権回収株式会社から前項の売却代金が支払われた日から１か月以内に、協定債権額の1.9806478％の金員を弁済する。
4　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
5　別紙記載の協定債権者は、清算株式会社に対する債権の全額につき、その債務を免除する。
6　第３項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第４項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（ヒ）第１１号
滋賀県草津市大路２丁目１番27―1516号
清算株式会社　小路建設株式会社
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、平成26年11月６日以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、本件協定債権のすべてをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁護士法人三宅法律事務所に預託した金員の残額を弁済原資総額とし、一般債権額により按分して各債権者に対する弁済総額を算定する。
⑵　一般債権者は、前項の支払を受けたときは、特別清算会社に対するその余の債権をすべて放棄する。
大津地方裁判所民事部

更生手続における保全管理命令

平成２６年（ミ）第１―３号
茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10
開始前会社　株式会社大鳥
茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10
開始前会社　株式会社関東大鳥
茨城県日立市幸町二丁目１番10号
開始前会社　株式会社金馬車
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区丸の内２丁目１番１号丸の内マイプラザ13階　弁護士　三森　仁
平成26年12月26日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２６年（再）第２号
新潟市中央区本町通七番町1146番地
再生債務者　石山味噌醤油株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　新潟市中央区西堀前通１番町703番地　西堀１番町ビル301号　弁護士法人新潟みなと法律事務所　弁護士　鈴木　俊
平成26年12月25日　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（再）第２号
岐阜県安八郡安八町大明神椙ノ木345番地１
再生債務者　株式会社クラスト
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岐阜市美江寺町１丁目５番地　弁護士法人　岐阜合同法律事務所　弁護士　鷲見　和人
平成26年12月25日　岐阜地方裁判所民事部

平成２６年（再）第４号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
再生債務者　株式会社ＡＳＳ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市中区丸の内３丁目５番10号　名古屋丸の内平和ビル３階　服部一郎法律事務所　弁護士　服部　一郎
平成26年12月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再）第５号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
再生債務者　株式会社いこいの郷
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市中区丸の内３丁目５番10号　名古屋丸の内平和ビル３階　服部一郎法律事務所　弁護士　服部　一郎
平成26年12月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
茨城県筑西市市野辺180番地の11
再生債務者　株式会社つくば米穀
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年１月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年２月25日から平成27年３月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（再）第１号
静岡県駿東郡清水町伏見185番地の１
再生債務者　株式会社沼津第一青果
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年１月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年３月２日から平成27年３月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部

平成２６年（再）第１号
三重県四日市市新正４丁目７番８号
再生債務者　株式会社プロス
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年１月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年３月６日から平成27年３月13日まで
津地方裁判所四日市支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘３丁目６番地４
再生債務者　馬場建設株式会社
1　決議に付する計画案　平成26年12月８日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成27年１月23日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年１月16日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年１月９日
平成26年12月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部

決議に付する決定及び債権者集会招集中更正

平成２６年（再）第１号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘３丁目６番地４
再生債務者　馬場建設株式会社
1　決定年月日　平成27年１月５日
2　主文　当裁判所が平成26年12月25日になした決議に付する決定及び債権者集会招集中、議決権不統一行使の通知期限につき「平成27年１月９日」とあるのを「平成27年１月16日」と更正する。
鹿児島地方裁判所民事第３部